

最低賃金改正のお知らせ

- 高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和5年10月8日から施行しています。
- この決定により、令和5年10月8日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間952円以上としなければなりません。

◎ 最低賃金についてのお問い合わせ先

高知労働局（賃金室） TEL 088-885-6024

又は、最寄りの労働基準監督署

高知労働基準監督署 TEL 088-885-6031

須崎労働基準監督署 TEL 0889-42-1866

四万十労働基準監督署 TEL 0880-35-3148

安芸労働基準監督署 TEL 0887-35-2128